

放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案に対して提出された御意見と総務省の考え方

意見提出者	案に対する意見及び理由	総務省の考え方
個人	<p>訓令案と直接関係しないかもしれませんが、韓国にて地上波での 3D 放送が始まっているので、日本でも衛星・地上波ともに 2D 放送と共存する 3D のフル HD 放送の標準規格を策定するためのロードマップを打ち出して、幅広く放送の高画質化(4K2K、8K4K)、3D 化を進めていって欲しいです。</p> <p>それによる、経済の活性化と国際競争力の向上を期待します。</p>	<p>ご要望の点については、今回の訓令案の改正箇所ではありませんので、今後の参考意見として承ります。</p>
匿名希望	<p>改正について</p> <p>今回の意見募集後の改正により変更された審査基準と前回の審査基準との違いの開示を希望致します。</p> <p>1、今回新たに追加された審査基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護 <p>マスメディアとして、個人情報の保護を守る体制の整備は、継続して行うべきであり、絶対基準に明記することに賛成致します。</p> ・設備の維持 <p>放送を受信している消費者の利益を保護するために（2009年8月答申（通信・放送の総合的な法体系の在り方＜平成20年諮問第14号＞）設備の維持の重要性が増しております。視聴者に安定的に放送を供給することは、マスメディアとして最重要と考え絶対基準に明記することに賛成致します。</p> ・提供条件の説明及び苦情等の処理 <p>マスメディアとしての意識を再認し、契約者とのより良い関係を築くためにも、賛成致します。</p> 	<p>意見募集の結果を踏まえ、別添のとおり放送法関係審査基準の一部改正を行う予定です。</p> <p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p>

	<p>2、東経110度CS放送の標準テレビジョン放送について</p> <p>東経110度CS放送の認定では、放送番組の多様性の観点からも新規の参入に一定の配慮を希望致します。</p>	<p>委託放送業務の認定にあたっては、特別衛星放送全体における放送番組の多様性の観点も含め、関係法令等に則り適切に行って参ります。</p>
<p>社団法人日本民間放送連盟</p>	<p>当連盟は、平成23年以降に始まる新たなBSデジタル放送が国民・視聴者のニーズに応え、特別衛星放送全体が調和ある発展を遂げることを期待する立場から、今般示された審査基準改正案に対し、以下の意見を表明する。今後の制度整備に反映していただくよう、強く求めるものである。</p> <p>別紙2（第7条関係）について</p> <p>①「2（1）広告放送の割合」</p> <p>「3割」との基準は削除するよう要望する。</p> <p>理由：</p> <p>1週間あたりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送（有料放送を除く）の放送時間の占める割合が3割を超えない申請を優先するとしている。これについて総務省は平成21年2月の制度整備において、(7)「『広告』の量に専ら着目することにより、反射的に『広告』以外の『教養又は教育』、『報道』、及び『娯楽』の3種類の番組の『総量』の確保を緩やかに目指そうとするもの」との考え方、および(イ)基準とした「3割」の根拠について、「地上テレビジョン放送に係る教育・教養番組の『3割』の基準を超えて設定することは適当ではない」との考え方を示している。しかし、「広告放送の割合」を基準に行政が審査を行うことの制度的根拠は、なお希薄であり、地上テレビ放送の教育・教養番組に係る規律を援用して、恒久的な審査基準として「3割」との具体的な基準を設けることは必然性・合理性に欠けると考える。</p>	<p>ご指摘のとおり、表現の自由は最大限に尊重されるべきものと考えております。</p> <p>有限希少な周波数を利用する特別衛星放送の公共性及び社会的責務にかんがみ、特別衛星放送全体としての放送番組の多様性を確保し、国民視聴者の利益を最大限に増進するため、必要やむを得ない最低限の措置として、以下の点に配慮して、当該規定を導入しているものです。</p> <p>ア 当該規定は、放送法第51条の2の規定に基づき、他の番組との間において明確な識別が求められている広告放送の量に専ら着目することにより、反射的に広告放送以外の番組の総量の確保を緩やかに目指すものであること</p> <p>イ 当該規定は、新たに特別衛星放送の委託放送業務の認定を受けようとする者に対して適用される比較審査基準（絶対審査基準に適合したすべての申請者に対し、</p>

周波数を割り当てることができない場合に、これらの申請者の間の優先順位付けを行うための基準）であること

なお、当該規定においては、

- ・一般論としては、許認可等の行政審査において行政庁による恣意的な裁量が働くことがないようにする観点から、審査基準は、可能な限り、透明で客観的なものとするのが望ましいと考えられること

- ・無料放送を事業として継続するためには広告放送を一定程度行うことが必要であり、かつ、その割合が一定程度にとどまるものである限り、放送番組の多様性を阻害するおそれも小さく、特にこれを比較審査において不利に取扱う政策的必要性はないものと考えられますが、仮に、明確な具体的数値基準の設定及び公表を行わないこととすれば、広告放送の割合が少なければ少ないほど

（注：究極的には広告放送がゼロに近ければ近いほど）
比較審査上有利となりかねず、結果的に、放送の健全な発達を図るといふ本件措置の制度趣旨に照らし、過剰な措置となるおそれがあること

上記2点の観点から、行政審査の恣意性の排除及び申請者の予見可能性の向上のためには、具体的な数値基準の設定及び公表を行う必要があると考えられることから、

		<p>現在、広告放送の比較審査基準として規定している「3割」を数値基準とするものです。</p>
	<p>②「3 (1) 事業計画の確実性」</p> <p>優先する比較審査基準に「事業の確実性」を設けるよう要望する。</p> <p>理由：</p> <p>比較審査基準では、「広告放送の割合」「青少年の保護」「字幕番組の充実」「放送番組の高画質性」の基準をすべて満たす申請を優先することとしているが、あわせて、参入した事業者が継続的・安定的に事業を運営することを重視すべきである。したがって、比較審査において「事業の確実性」をより優先する項目とするのが適切であると考え。</p>	<p>別紙2の2に規定されている「広告放送の割合」「青少年の保護」「字幕番組の充実」「放送番組の高画質性」の4つの基準は、これらについて積極的に取り組むことが放送事業者の採算上必ずしもプラスには働くものではありません。しかしながら、特別衛星放送に係る放送事業者の公共性及び社会的責務にかんがみ、国民及び視聴者の利益の増進を図る観点から、これら4つの基準をすべて満たす申請について、特に公共の福祉に適合するものとして優先することとしたものです。</p> <p>なお、「事業計画の確実性」については、比較審査基準の優先項目に先だって、放送法関係審査基準第6条(2)により、委託放送業務を維持するに足る財政的基礎があることについて審査を行うこととなっております。</p>
	<p>③「3 (2) 表現の自由の享有」</p> <p>「議決権保有10分の1超」との基準は緩和もしくは削除を要望する。</p> <p>理由：</p> <p>絶対審査でマスメディア集中排除原則に適合している申請について、比較審査で既存のBS放送事業者や地上放送事業者との支配関係の程度を勘案する二重規制を設けている。しかし、BS放送と110度CS放送を「特別衛星放送」に制度上統合してから2度目の認定申請受付にあたり、なおもこうした二重規制を設ける積極的意義はないと考える。</p>	<p>ご指摘の点については、今回の訓令案の改正箇所ではありませんので、今後の制度検討・運用に当たっての参考意見として承ります。</p> <p>なお、一般論として、比較審査は、絶対審査に適合した申請者全員に周波数を割り当てることができない場合に、これらの申請者間の優先順位付けを行うために行う審査であることから、比較審査において絶対審査で求められた水準以上の水準の審査を行うことは、比較審査のそもそもの目的・性格に照らして当然のことであると考えられます。(仮に、比較審査において、絶対審査で求められた審査以上の審査を行ってはならないこととな</p>

	<p>④「3 (6) 青少年の保護」</p> <p>「成人向け番組を含む放送を行わないことが委託放送業務に明確に記載されており、かつ、暴力表現等を含む放送番組についてより充実した青少年保護措置を講ずるものであること」との改正案を、「成人向け番組を含む放送を行わないことが委託放送業務に明確に記載されており、かつ、放送番組についてより充実した青少年保護措置を講ずるものであること」に修正するよう要望する。</p> <p>理由：</p> <p>青少年保護措置の対象とする番組ジャンルは放送事業者の自律に委ねられるべきで、「暴力表現」を特に例示すべき放送法上の根拠はないと考える。</p>	<p>れば、絶対審査に適合した申請者の間の順位付けを行うことは困難となります)。</p> <p>ご意見を踏まえ、修正いたします。</p>
<p>株スター・チャンネル</p>	<p>絶対審査基準（放送法関係審査基準「別紙1」）の改正</p> <p>「個人情報の保護」、「設備の維持」及び「提供条件の説明及び苦情等の処理」追加</p> <p>賛成</p> <p>視聴者に不利益を被ることを防止すべく「個人情報の保護」、「提供条件の説明及び苦情等の処理」及び、放送の業務が滞らないように「放送設備の保守、管理並びに障害時の対応体制」を審査基準に追加することは、放送を国民が安心して視聴できる観点から、大いに有用であると考えます。</p> <p>比較審査基準（放送法関係審査基準「別紙2」）の改正</p> <p>「個人情報の保護」及び「青少年の保護」の2項目を改正し、「災害放送の実施」、「設備の維持」及び「提供条件の説明及び苦情等の処理」</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p>

の3項目を追加。

賛成

特別衛星放送は、公共性が比較的高い放送である為、審査基準において、成人向け番組の有無に加えて、放送番組についてより充実した青少年保護措置を講ずるものであること、「災害放送の実施」の充実度を審査基準に挙げるにより放送法にある災害の被害の軽減に役立つ放送への充実度を上げることは国民視聴者へ最大限にその効用をもたらすことができると考えます。

比較審査基準（放送法関係審査基準「別紙2」）の改正

比較審査基準において、「広告放送の割合」「青少年の保護」「字幕番組の充実」「放送番組の高画質性」の4項目に設けた基準をすべて満たす申請を優先することを明確化する。

賛成

比較審査において、「広告放送の割合」により番組の多様性の確保が図られ、「字幕番組の充実」により視聴覚障害者への配慮が図られ、「放送番組の高画質化」により国民のニーズにこたえることができるとなり、審査のより明瞭化と国民視聴者の利益を最大限に増進することができると思えます。

比較審査基準（放送法関係審査基準「別紙2」）の改正

東経110度CS放送に限り、標準テレビジョン放送について高精細度テレビジョン放送と一緒に審査を実施することとする旨の改正。

賛成

放送の高画質化は避けられない状況にあるなか、東経110度CS放送の限られた帯域の中での国民視聴者のニーズと番組の多様性の両方

	<p>の充足が図れる今回の改正につきまして賛成致します。</p>	
<p>(株)シー・ティ・ビー・エス</p>	<p>比較審査基準（放送法関係審査基準「別紙2」（第7条関係））について</p> <p>3（2）「表現の自由の享有」によって、マス排に、より適合している申請者を優位に扱うという趣旨で「10分の1超」を支配の基準として適合性を審査するのは、いわゆるマス排の“二重規制”であり、このような規制を設ける根拠に乏しい。また、BSデジタル放送と110度CSデジタル放送を制度上統合したとはいえ、その成立の背景やバックアップの堅牢性などに未だ大きな差があり、実質的な統合とは程遠い現状である。従って「特別衛星放送」の制度を形骸化させないためにも比較審査基準において支配関係の二重規制は廃止し、実質的な制度統合の促進を図るべきと考える。</p> <p>3（4）「広告放送の割合」において「1週間あたりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送（有料放送を除く）の放送時間の占める割合が3割を超えないことが委託放送事項に明確に記載されていること」としているが、番組編成権はあくまで各委託放送事業者にあり、『3割』という具体的な数字を委託放送事項に記載することを求めるのは、比較審査基準とはいえ既存事業者への影響も考えられるので削除を希望する。</p>	<p>ご指摘の点については、今回の訓令案の改正箇所ではありませんので、今後の制度検討・運用に当たっての参考意見として承ります。</p> <p>なお、一般論として、比較審査は、絶対審査に適合した申請者全員に周波数を割り当てることができない場合に、これらの申請者間の優先順位付けを行うために行う審査であることから、比較審査において絶対審査で求められた水準以上の水準の審査を行うことは、比較審査のそもそもの目的・性格に照らして当然のことであると考えられます。（仮に、比較審査において、絶対審査で求められた審査以上の審査を行ってはならないこととなれば、絶対審査に適合した申請者間の順位付けを行うことは困難となります）。</p> <p>ご指摘のとおり、表現の自由は最大限に尊重されるべきものと考えております。</p> <p>有限希少な周波数を利用する特別衛星放送の公共性及び社会的責務にかんがみ、特別衛星放送全体としての放送番組の多様性を確保し、国民視聴者の利益を最大限に増進するため、必要やむを得ない最低限の措置として、以下の点に配慮して、当該規定を導入しているものです。</p> <p>ア 当該規定は、放送法第51条の2の規定に基づき、他の番組との間において明確な識別が求められている</p>

広告放送の量に専ら着目することにより、反射的に広告放送以外の番組の総量の確保を緩やかに目指すものであること

イ 当該規定は、新たに特別衛星放送の委託放送業務の認定を受けようとする者に対して適用される比較審査基準（絶対審査基準に適合したすべての申請者に対し、周波数を割り当てることができない場合に、これらの申請者の間の優先順位付けを行うための基準）であること

なお、当該規定においては、

- ・一般論としては、許認可等の行政審査において行政庁による恣意的な裁量が働くことがないようにする観点から、審査基準は、可能な限り、透明で客観的なものとするのが望ましいと考えられること

- ・無料放送を事業として継続するためには広告放送を一定程度行うことが必要であり、かつ、その割合が一定程度にとどまるものである限り、放送番組の多様性を阻害するおそれも小さく、特にこれを比較審査において不利に取扱う政策的必要性はないものと考えられますが、仮に、明確な具体的数値基準の設定及び公表を行わないこととすれば、広告放送の割合が少なければ少ないほど（注：究極的には広告放送がゼロに近ければ近いほど）

	<p>4 (4) で、前回の比較審査基準をそのまま踏襲し「当該申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として当該既存の放送番組に係る委託放送業務を廃止する旨を届け出ているものは3 (2) の基準に適合したとみなす」とあるが、このような特例を比較審査基準に入れることは、地上波放送系の既存事業者 (3 (2) の基準への不適合に該当する事業者) が自らの持つ帯域を利用して番組の高画質化を図ろうとする取り組みを妨げるものであり、総務省の特別衛星放送における番組の高画質化の促進と矛盾すると考えられるので、見直しを希望する。</p>	<p>比較審査上有利となりかねず、結果的に、放送の健全な発達を図るといふ本件措置の制度趣旨に照らし、過剰な措置となるおそれがあること</p> <p>上記2点の観点から、行政審査の恣意性の排除及び申請者の予見可能性の向上のためには、具体的な数値基準の設定及び公表を行う必要があると考えられることから、現在、広告放送の比較審査基準として規定している「3割」を数値基準とするものです。</p> <p>ご指摘の点については、今回の訓令案の改正箇所ではありませんので、今後の制度検討・運用に当たっての参考意見として承ります。</p>
<p>(株)東北新社</p>	<p>1. 絶対審査基準 (放送法関係審査基準「別紙1」) の改正—「個人情報保護」、「設備の維持」及び「提供条件の説明及び苦情等の処理」の3項目を追加</p> <p>国民視聴者が不利益を被ることなく、特別衛星放送を信頼し、安心して視聴できる環境が整備されるものと考えられることから、賛成いたします。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p>

	<p>2. 比較審査基準（放送法関係審査基準「別紙2」）の改正－「個人情報 の保護」及び「青少年の保護」の2項目を改正、「災害放送の実 施」、「設備の維持」及び「提供条件の説明及び苦情等の処理」の3 項目を追加</p> <p>特別衛星放送は公共性が高い放送であり、国民視聴者にとって有益 であると考えられることから、賛成いたします。</p> <p>3. 比較審査基準（放送法関係審査基準「別紙2」）の改正－比較審査 基準において、「広告放送の割合」「青少年の保護」「字幕番組の充 実」「放送番組の高画質性」の4項目に設けた基準をすべて満たす 申請を優先することを明確化</p> <p>特別衛星放送の限られた周波数帯域の中で、高画質化の推進を図る とともに、放送番組の多様性を確保することができ、国民視聴者のニ ーズに合致するものと考えられることから、賛成いたします。</p> <p>また、特別衛星放送は公共性が高い放送であり、「青少年の保護」「字 幕番組の充実」は国民視聴者にとって有益であると考えられることか ら、賛成いたします。</p> <p>4. 比較審査基準（放送法関係審査基準「別紙2」）の改正－東経11 0度CS放送に限り、標準テレビジョン放送について高精細度テレ ビジョン放送と一緒に審査を実施することとする旨の改正</p> <p>東経110度CS放送の限られた周波数帯域の中で、高画質化の推 進を図るとともに、放送番組の多様性を確保することができ、国民視 聴者のニーズに合致するものと考えられることから、賛成いたします。</p>	
--	---	--

(株)GAORA	<p>今回の審査基準の改正については、東経110度CS放送において視聴者の画質向上へのニーズに応え更なる普及促進を図るために有効な施策であると考え、賛同します。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p>
(株)キッズステーション	<p>「放送法関係審査基準一部改正案」全般に関し 改正案全般について賛成致します。</p> <p>2011年度に新規BS局が相当数開局することから、限りある新BS及び東経110度CS放送帯域利用について、今後より一層、視聴者の期待に沿う適切な政策が望まれることから、今回発表された改正案について賛成致します。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p>
	<p>「設備の維持」の追加について 賛成致します。</p> <p>放送に係わる重大事故についての類型化と事故対策指針に関する情報共有体制（受託側の情報開示推進含む）の整備を望みます。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>ご要望の点については、今後の制度検討・運用に当たっての参考意見として承ります。</p>
	<p>「個人情報の保護」の追加について 賛成致します。</p> <p>放送に係わる個人情報関連事故についての類型化と事故対策指針に関する情報共有体制の整備を望みます。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>ご要望の点については、今後の制度検討・運用に当たっての参考意見として承ります。</p>
	<p>「提供条件の説明及び苦情等の処理」の追加について 賛成致します。</p> <p>より健全な普及及び発達を図るため、特に、有子世帯の理解促進に関し、委託・受託一体で必要な施策が策定され実施されることを望みます。(例：パンフレット for kids 配布)</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>ご要望の点については、今後の制度検討・運用に当たっての参考意見として承ります。</p>
	<p>「青少年の保護」の追加について 賛成致します。</p> <p>放送事業者の社会的責任、影響力を考慮すると、当該比較審査基準の追加を理解致します。但し、憲法上保障された表現の自由が損なわ</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>なお、委託放送業務の認定にあたっては、関係法令等に則り適切に行って参ります。</p>

	<p>れぬよう、当該比較審査基準の適切な運用を望みます。</p>	
<p>日本映画衛星放送(株)</p>	<p>1. 別紙1（第6条関係）「16～18」を絶対審査基準として追加賛成 「個人情報保護」（16）及び「提供条件の説明、苦情、問い合わせを適切活迅速に処理する体制整備（18）」については視聴者利益の保護の観点から、また、「放送設備の保守管理、障害時対応体制の整備」（17）については、放送局として当然果たすべき責務との観点から賛成いたします。</p> <p>2. 別紙2（第7条関係）「2（1）～（4）」について賛成 比較審査基準において、「広告放送の割合」「青少年の保護」「字幕番組の充実」「放送番組の高画質性」という項目を明示することは、特別衛星放送の視聴者利益の向上に資するものと考えます。また、審査基準に数値を明示することにより、選考の基準がより具体的かつ明確化されると考えます。</p> <p>3. 別紙2（第7条関係）「3（5）～（11）」について賛成 公共性の高い特別衛星放送の放送業務認定において、事業計画全体の健全性と放送内容の充実が実現され、なおかつ比較審査基準をより高いレベルでクリアしている事業者がより高く評価されることは当然と考えます。また、このことにより、視聴者利益の保護・増大が図られ、ひいては特別衛星放送の普及に資するものと考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p>

<p>(株)ビーエス朝日</p>	<p>別紙2（第7条関係）の「2（1）広告放送の割合」について</p> <p>「一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送（有料放送により行われるものを除く。以下同じ）に係わる放送時間の占める割合が3割を超えないことが委託放送事項に明確に記載されていること」は、この際、削除を求めます。</p> <p>当社は、2009（平成21年）年1月に行われた「平成23年以降の新たなBSデジタル放送に係わる委託放送業務の認定に関する制度整備案」に対する意見でも、放送時間に占める広告放送の割合が3割を超える申請を劣後とする制度に反対を表明しました。</p> <p>放送番組の内容は表現の自由に係わり、行政の直接介入は避けなければならないこと。いわゆるショッピング番組にしても視聴者のニーズに支えられて成立しており、存廃等は市場のメカニズムに委ねるべきであると考えます。</p> <p>これに対し総務省は、「許認可等の行政審査において行政庁による恣意的な裁量が働く事がないようにする観点から、審査基準は、可能な限り、透明で客観的なものとするのが望ましいと考えられます」と理解を示しながら、実際は「比較審査」であることを理由に「3割規制」が放送の健全な発達を図る上で必要な最低限の措置であると主張、反対意見を退けました。</p> <p>放送番組は放送事業者の自主、自立的な作業に委ねるのが民主主義の基本です。周波数割当を円滑にする目的を優先するために放送事業の根幹を蚕食することは認めがたく、「2（1）広告放送の割合」および「3（4）広告放送の割合」の項目は削除するよう求めます。</p>	<p>ご指摘のとおり、表現の自由は最大限に尊重されるべきものと考えております。</p> <p>有限希少な周波数を利用する特別衛星放送の公共性及び社会的責務にかんがみ、特別衛星放送全体としての放送番組の多様性を確保し、国民視聴者の利益を最大限に増進するため、必要やむを得ない最低限の措置として、以下の点に配慮して、当該規定を導入しているものです。</p> <p>ア 当該規定は、放送法第51条の2の規定に基づき、他の番組との間において明確な識別が求められている広告放送の量に専ら着目することにより、反射的に広告放送以外の番組の総量の確保を緩やかに目指すものであること</p> <p>イ 当該規定は、新たに特別衛星放送の委託放送業務の認定を受けようとする者に対して適用される比較審査基準（絶対審査基準に適合したすべての申請者に対し、周波数を割り当てることのできない場合に、これらの申請者の間の優先順位付けを行うための基準）であること</p> <p>なお、当該規定においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般論としては、許認可等の行政審査において行政庁による恣意的な裁量が働く事がないようにする観点から、審査基準は、可能な限り、透明で客観的なものとす
------------------	--	--

		<p>ることが望ましいと考えられること</p> <p>・無料放送を事業として継続するためには広告放送を一定程度行うことが必要であり、かつ、その割合が一定程度にとどまるものである限り、放送番組の多様性を阻害するおそれも小さく、特にこれを比較審査において不利に取扱う政策的必要性はないものと考えられますが、仮に、明確な具体的数値基準の設定及び公表を行わないこととすれば、広告放送の割合が少なければ少ないほど（注：究極的には広告放送がゼロに近ければ近いほど）比較審査上有利となりかねず、結果的に、放送の健全な発達を図るといふ本件措置の制度趣旨に照らし、過剰な措置となるおそれがあること</p> <p>上記2点の観点から、行政審査の恣意性の排除及び申請者の予見可能性の向上のためには、具体的な数値基準の設定及び公表を行う必要があると考えられることから、現在、広告放送の比較審査基準として規定している「3割」を数値基準とするものです。</p>
	<p>同「3（6）青少年の保護」について</p> <p>「成人向け番組を含む放送を行わないことが委託放送事項に明確に記載されており、かつ、暴力表現等を含む放送番組についてより充実した青少年保護措置を講ずるものであること」という訓令案には反対で、現在のまま維持するよう求めます。</p> <p>行政庁による許認可等の審査基準は、総務省も認めるとおり、透明で客観的な指標によることが絶対的に必要です。しかし、訓令案の後</p>	<p>ご指摘のとおり、表現の自由は最大限に尊重されるべきものと考えております。</p> <p>現在、三波共用受信機により、国民に広く普及している特別衛星放送の公共性及び社会的責務にかんがみ、国民視聴者の利益を最大限に増進するため、必要やむを得ない最低限の措置として、以下の点に配慮して、当該規定を導入しているものです。</p>

	<p>段「暴力表現等を含む放送番組についてより充実した青少年保護措置を講ずる」に具体性はなく、客観的な指標にはならないことは明白です。行政庁の審査に恣意的な裁量の余地を残さないためには、「成人向け番組を含まないこと（その旨が委託放送事項に明確に記載されている場合に限る。）」とする現在の表現で十分と考えます。</p>	<p>ア 当該規定は、申請における青少年保護措置の計画の内容について外形的に審査するものであること</p> <p>イ 当該規定は、新たに特別衛星放送の委託放送業務の認定を受けようとする者に対して適用される比較審査基準（絶対審査基準に適合したすべての申請者に対し、周波数を割り当てることができない場合に、これらの申請者の間の優先順位付けを行うための基準）であること</p>
<p>ウォルト・ディズニー・ジャパン(株)</p>	<p>下記はいずれも改正以前から使用されている文言が、新たに改正案においても使用されている点についての意見ですが、同じ文言が使用されている現行基準についても共通する意見となります。</p>	
	<p>「2(1) 広告放送の割合」</p> <ol style="list-style-type: none"> ここにいう「広告放送」には、対価を得て他人の営業に関する広告を放送する場合をいい、これには、専ら他人のサービス又は商品の販売を目的とするいわゆる通販番組が含まれるという理解でよいか。 広告放送の多義性からくる疑義を避けるため、総放送時間の規制の対象となるべき広告の範囲を明示することが望ましい。 	<p>ここにいう「広告放送」とは、一定事項の周知又は宣伝のために対価を得て行う放送のことです。ご指摘のいわゆる通販番組がこれに該当する場合には「広告放送」に含まれます。</p>
	<p>「2(3) 字幕番組の充実」</p> <ol style="list-style-type: none"> 「外国語の番組」とは具体的に何を指すか。外国語の教育番組、映画やテレビ番組、ニュース等を含め、およそ外国語で制作又は放送される番組であれば、すべて字幕付与可能な番組から除くという趣 	<p>「外国語の番組」には、基本的に、外国語で放送される放送番組が含まれるものと考えておりますが、当該番組であっても、日本語の字幕が付与されている場合は、「字幕付与可能な放送番組」及び「字幕を付与する放送</p>

	<p>旨か。</p> <p>2. オープンキャプションによる字幕付与及び吹替音声の放送と併にクローズドキャプションにより字幕を付与する番組については、外国語の番組であっても、字幕番組に該当すると考えるが、これらを字幕付与可能な番組としてその放送時間を、字幕付与可能な番組の放送時間及び字幕番組の放送時間に算入することは可能か。</p> <p>「3(7) 字幕番組等の充実」</p> <p>1. 「視聴覚障害者への配慮」という表題から「字幕番組等の充実」という表題への変更理由は何か。</p> <p>2. 字幕番組と解説放送のうち、字幕番組にかかる放送時間の全体に占める割合についてはより高い方が優先するとあるが、解説放送については、実施の有無だけが要求されていて特にその時間量については触れられていない。解説放送については、実施の計画さえあれば、解説放送時間の割合の大小は比較審査において考慮されず、字幕番組の割合が対等であれば、「(7) 字幕番組等の充実」という比較審査項目では優劣が付かないという趣旨か。</p>	<p>番組」に含めていただいて差し支えありません。</p> <p>本件については、審査基準の内容をよりわかりやすくするため、項目名の変更を行うものです。</p> <p>なお、解説放送については、技術面等において字幕放送よりも実施することが難しいという現状があります。そのため、解説放送の実施を計画している場合には、今後のノウハウ蓄積等も期待されることから、放送の普及及び健全な発達に資するものとして評価するものです。</p>
<p>社団法人衛星放送協会</p>	<p>別紙2 4 (1) 及び (2)</p> <p>東経 110 度 CS 放送においては現在及び将来発生が予想される空帯域が限られており、大多数の放送を高精細化することが不可能な現状を踏まえた改正であり、同帯域における放送全体の画質向上と普及促進に資するものと判断する。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p>
<p>(株)BS日本</p>	<p>今回の改正に盛り込まれる比較審査基準において、将来、既存のBS放送事業者の絶対審査基準としても援用される可能性が、必ずしも排除されていないことに危惧を感じる。このことを踏まえ、以下に意見を述べる。</p>	<p>ご指摘のとおり、表現の自由は最大限に尊重されるべきものと考えております。</p> <p>有限希少な周波数を利用する特別衛星放送の公共性及び社会的責務にかんがみ、特別衛星放送全体としての放送番組の多様性を確保し、国民視聴者の利益を最大限に</p>

	<p>別紙2（第7条関係） 2の（1）「広告放送の割合」 「3割を超えない」との基準を削除すべきである。</p> <p>広告の割合について総務省は、「地上テレビに係る教育・教養番組で計3割の基準」を超えて設定すべきでないとしている。しかし、特定地域向けに事業展開する地上波放送と、全国一律の番組を制作・放送する衛星放送の番組構成を、同じ考え方でよいとするには無理がある。とくに既存の民間BS放送は歴史も浅く、経営基盤は近年、改善の兆しが見られるとはいえ、設備費用の負担などから膨大な累積損失を抱え、単体としてはなお、苦しい状況が続いている。広告は無料放送の事業者にとって最重要の収入源であり、性急に基準の遵守を求められるならば、経営の根幹に関わりかねない。一方、広告放送は、視聴者にとっても欠かせない社会情報、生活情報を提供しており、教養、教育、報道、娯楽番組に比べ決して価値の低いものではない。広告の分量については、事業者が自ら節度ある編成の中で決定し、その是非は消費者たる視聴者の判断に任せるべきであり、現時点では法的規制になじまないと考える。</p>	<p>増進するため、必要やむを得ない最低限の措置として、以下の点に配慮して、当該規定を導入しているものです。</p> <p>ア 当該規定は、放送法第51条の2の規定に基づき、他の番組との間において明確な識別が求められている広告放送の量に専ら着目することにより、反射的に広告放送以外の番組の総量の確保を緩やかに目指すものであること</p> <p>イ 当該規定は、新たに特別衛星放送の委託放送業務の認定を受けようとする者に対して適用される比較審査基準（絶対審査基準に適合したすべての申請者に対し、周波数を割り当てることができない場合に、これらの申請者の間の優先順位付けを行うための基準）であること</p> <p>なお、当該規定においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般論としては、許認可等の行政審査において行政庁による恣意的な裁量が働くことがないようにする観点から、審査基準は、可能な限り、透明で客観的なものとするのが望ましいと考えられること ・無料放送を事業として継続するためには広告放送を一定程度行うことが必要であり、かつ、その割合が一定程度にとどまるものである限り、放送番組の多様性を阻害
--	--	---

		<p>するおそれも小さく、特にこれを比較審査において不利に取扱う政策的必要性はないものと考えられますが、仮に、明確な具体的数値基準の設定及び公表を行わないこととすれば、広告放送の割合が少なければ少ないほど (注：究極的には広告放送がゼロに近ければ近いほど) 比較審査上有利となりかねず、結果的に、放送の健全な発達を図るという本件措置の制度趣旨に照らし、過剰な措置となるおそれがあること</p> <p>上記2点の観点から、行政審査の恣意性の排除及び申請者の予見可能性の向上のためには、具体的な数値基準の設定及び公表を行う必要があると考えられることから、現在、広告放送の比較審査基準として規定している「3割」を数値基準とするものです。</p>
<p>(株)フジテレビジョン</p>	<p>別紙2(第7条関係) 2(1)広告放送の割合</p> <p>1週間当たりの放送時間全体における、対価を得て行う広告放送(有料放送を除く)の放送時間の占める割合が3割を超えない申請を優先するとしていますが、「3割」の基準の根拠については、妥当性を欠くと考えます。</p> <p>総務省は、昨年2月、制度整備案に対する意見募集後に、「3割」の根拠について、地上テレビ放送の規律(教育・教養番組を3割以上)を持ち出し、「教養又は教育」「報道」「娯楽」の番組の総量を確保するために、広告放送が「3割」を超えることは適当でないとの考え方を示しました。</p> <p>しかし、「広告放送の割合」を基準にして番組相互間の調和を図る手法は、説得力、合理性に欠け、結果として、番組種別に係る放送事業者の自主・自律を損ないかねないと考えます。</p>	<p>ご指摘のとおり、表現の自由は最大限に尊重されるべきものと考えております。</p> <p>有限希少な周波数を利用する特別衛星放送の公共性及び社会的責務にかんがみ、特別衛星放送全体としての放送番組の多様性を確保し、国民視聴者の利益を最大限に増進するため、必要やむを得ない最低限の措置として、以下の点に配慮して、当該規定を導入しているものです。</p> <p>ア 当該規定は、放送法第51条の2の規定に基づき、他の番組との間において明確な識別が求められている広告放送の量に専ら着目することにより、反射的に広告放送以外の番組の総量の確保を緩やかに目指すもの</p>

	<p>「3割」の基準の削除を要望します。</p>	<p>であること</p> <p>イ 当該規定は、新たに特別衛星放送の委託放送業務の認定を受けようとする者に対して適用される比較審査基準（絶対審査基準に適合したすべての申請者に対し、周波数を割り当てることができない場合に、これらの申請者の間の優先順位付けを行うための基準）であること</p> <p>なお、当該規定においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般論としては、許認可等の行政審査において行政庁による恣意的な裁量が働くことがないようにする観点から、審査基準は、可能な限り、透明で客観的なものとするのが望ましいと考えられること ・無料放送を事業として継続するためには広告放送を一定程度行うことが必要であり、かつ、その割合が一定程度にとどまるものである限り、放送番組の多様性を阻害するおそれも小さく、特にこれを比較審査において不利に取扱う政策的必要性はないものと考えられますが、仮に、明確な具体的数値基準の設定及び公表を行わないこととすれば、広告放送の割合が少なければ少ないほど（注：究極的には広告放送がゼロに近ければ近いほど）比較審査上有利となりかねず、結果的に、放送の健全な発達を図るといふ本件措置の制度趣旨に照らし、過剰な
--	--------------------------	---

		<p>措置となるおそれがあること</p> <p>上記2点の観点から、行政審査の恣意性の排除及び申請者の予見可能性の向上のためには、具体的な数値基準の設定及び公表を行う必要があると考えられることから、現在、広告放送の比較審査基準として規定している「3割」を数値基準とするものです。</p>
	<p>2(3)字幕番組の充実</p> <p>字幕の付与については、放送事業者の設備構築や字幕制作の費用負担が大きいため、経過措置を設ける等の措置を要望します。</p>	<p>ご要望の点については、今回の訓令案において内容に関わる改正箇所ではありませんので、今後の制度検討・運用に当たっての参考意見として承ります。</p>
	<p>3(2)表現の自由の享有</p> <p>衛星放送に対する支配の基準を「議決権保有3分の1以上」としながら、比較審査において、「議決権保有10分の1超」という基準を設けるとしています。</p> <p>これは、絶対審査を通過した申請者に対する「二重規制」にほかならず、実態として、本来の支配基準である「議決権保有3分の1以上」が空文化し、比較審査基準「議決権保有1/10超」が事実上の審査基準になってしまうおそれがあると考えます。</p> <p>この基準の削除を要望します。</p>	<p>ご指摘の点については、今回の訓令案の改正箇所ではありませんので、今後の制度検討・運用に当たっての参考意見として承ります。</p> <p>なお、一般論として、比較審査は、絶対審査に適合した申請者全員に周波数を割り当てることができない場合に、これらの申請者間の優先順位付けを行うために行う審査であることから、比較審査において絶対審査で求められた水準以上の水準の審査を行うことは、比較審査のそもそもの目的・性格に照らして当然のことであると考えられます。（仮に、比較審査において、絶対審査で求められた審査以上の審査を行ってはならないこととなれば、絶対審査に適合した申請者間の順位付けを行うことは困難となります）。</p>

	<p>3(6)青少年の保護</p> <p>「暴力表現等を含む」については、番組内容に関わるものであり、放送事業者の自主自律に委ねられるべきと考えます。</p> <p>該当部分の削除を要望します。</p> <p>4(1)(2)</p> <p>SD(標準テレビジョン放送)をHD(高精細度テレビジョン放送)に劣後させない審査基準は、現状を考えればやむを得ない措置と考えますが、東経110度CS放送全体の発展のために、HD番組の増大は必要不可欠であり、視聴者からの要望・需要に応じて、SD番組からHD番組への転換に努力している一部事業者のインセンティブをそぐことにならないよう、十分に配慮していく必要があると考えます。</p> <p>今回、SDをHDに劣後させない審査基準が示された背景には、東経110度CS放送における帯域不足や帯域割り当て単位の非効率性の問題があると考えます。</p> <p>このような環境を少しでも改善すべく、まずなるべく多くのHDチャンネルが成立するように帯域を割り当て(例:HD16スロット申請の優先化)、その後端数帯域が生じないように、SD横長のチャンネルを組み込み(例:SD12スロット、8スロット、6スロットなど公約数スロットを適用)、効率的な帯域利用を目指し、結果として端数帯域を絶対に生じさせないようにすることが、電波有効利用の観点からも求められるべき施策と考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正いたします。</p> <p>委託放送業務の認定にあたっては、周波数の効率的利用の観点から、認定申請に係る放送番組に必要となる帯域に応じて可能な限り効率的に周波数を割り当てることとしております。</p>
多チャンネル放送研究所	<p>別紙2 3(6)「青少年の保護」</p> <p>「青少年の保護」に関して、「暴力表現等への青少年保護措置」が追加されたが、既存の衛星放送サービスにおいて、暴力表現等の青少年への影響が社会問題として顕在化したことはないといっている。本項目を追加するのであれば、「表現の自由」に対する規制とならぬよう、十分に配慮すべきであるとする。</p>	<p>委託放送業務の認定にあたっては、表現の自由について十分に配慮し、関係法令等に則り適切に行って参ります。</p>

	<p>別紙2 3(7)「字幕番組等の充実」</p> <p>特別衛星放送事業者は、地上放送事業者に比べ事業規模も小さく、また、専門性の高い番組編成を行う事業者も多い。専門性の高い放送サービスが特別衛星放送において実現されてきたことは、日本の放送全体の多様性を実現することにつながったと考える。しかし、専門性の高い放送サービスのなかには、生放送が主体となりやすいニュース系のチャンネルもあれば、映画系のチャンネルなど、いわゆる「完パケ」番組主体のチャンネルもあり、対応の難しさも異なっている。</p> <p>「字幕番組の充実」は今回変更されたわけではないが、これらの放送番組の特性を鑑みると、この実現に関して、単純にその割合の高さのみで評価することは、不十分ではなかろうか。特別衛星放送事業者の審査にあたっては、各チャンネルの放送内容との関連のなかで評価すべきではないか。また、特に生放送の字幕番組の内容に関しては、放送法が定める番組の規律に関して柔軟な対応を認めるなどの措置も講ずるべきと考える。</p>	<p>ご指摘の点については、今回の訓令案において内容に関わる改正箇所ではありませんので、今後の制度検討・運用に当たっての参考意見として承ります。</p> <p>なお、別紙2の3(7)「字幕番組等の充実」については、「字幕付与可能な放送番組」に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合がより高いことについて評価することとなっております。</p> <p>また、「字幕付与可能な放送番組」とは、次に掲げる放送番組を除くすべての放送番組としています。</p> <p>ア 技術的に字幕を付すことができない番組（例：現在のところ、複数人が同時に会話を行う生放送番組）</p> <p>イ 外国語の番組</p> <p>ウ 大部分が器楽演奏の音楽番組</p> <p>エ 権利処理上の理由等により字幕を付すことができない番組</p>
<p>ソニー(株) (株)アニマックスブロードキャスト・ジャパン (株)AXN ジャパン (株)ミステリチャンネル ソネットエンタテインメント(株) (株)ミュージック・オン・ティーヴィ</p>	<p>絶対審査基準の改正内容に「個人情報の保護」、「設備の維持」及び「提供条件の説明及び苦情等の処理」が追加されたことは、視聴者が安心して視聴できるよう配慮がされており、今後の普及促進の観点からも賛成である。</p> <p>比較審査基準の改正内容については、「個人情報の保護」及び「青少年の保護」の改正、「災害放送の実施」、「設備の維持」及び「提供条件の説明及び苦情等の処理」については、絶対審査基準改正と同様の理由から賛成である。また、比較審査における基準が明確化になったことについても賛成である。</p> <p>東経110度CS放送に限り、標準テレビジョン放送について高精細度テ</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>ご要望の点については、今後の制度検討・運用に当たっての参考意見として承ります。</p>

	レビジョン放送と一緒に審査を実施することについては、限られた帯域の中で、幅広い分野の多様な放送番組の確保がされることにもなることから賛成である。ただし、視聴者のニーズを思慮した場合、一定レベルの画質を確保することが望ましいと考える。	
匿名希望	<p>今回改正・変更の対象条項全般について</p> <p>東経 110 度衛星 (BS、CS) にかかる改正、変更である旨を理解致しましたが、パブリックコメントが集約されましたら、パブリックコメントの意見も踏まえた、今回の改正、変更の詳細について、説明会を開催頂きたいとお願い致します。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>なお、公募にあたっては、説明会を実施する予定であり、日時については、別途、報道発表にてお知らせする予定です。</p>